相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県安城市大東町七番、最後の住所愛知県安城市福釜町西天五〇番地トリーハイツ福釜二〇二　被相続人　亡　杉本　広宣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十二日

愛知県安城市三河安城本町一―二九―一六　三河安城法律事務所　相続財産管理人　弁護士　増田乾太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市伊庭町二二三一番地、最後の住所京都市中京区西ノ京平町五五番地ラビェ二一　二〇一号　被相続人　亡　中村　勝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十二日

京都市上京区河原町通今出川上ル青龍町二一三―一　大成ビル一F　舩橋・速見法律事務所　相続財産管理人　弁護士　速見　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字富海一八七七番地、最後の住所大阪市西淀川区姫島六丁目九番三八―六〇九号　被相続人　亡　藤井フジ子

右被相続人の相続人のあるひとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十二日

大阪市中央区南本町一―三―九―一一〇一　相続財産管理人　弁護士　柏木　秀介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区中山手通二丁目二四番、最後の住所兵庫県神戸市中央区中山手通二丁目二四番一二号　被相続人　亡　藤田　圭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十二日

兵庫県神戸市中央区中町通二丁目二番一八号平戸ビル五階　相続財産管理人　弁護士　梁　英子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宮若市宮田一一五三番地、最後の住所福岡県宮若市沼口五五六番地　被相続人　亡　横山　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十二日

事務所福岡市中央区薬院三丁目一六番二六号西鉄薬院ビル三階　柴山真人法律事務所　相続財産管理人　弁護士　柴山　真人

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―六六六二号

㈢　商号　ＬＣＣトラベル株式会社

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　ＬＣＣトラベル株式会社　東京都中央区日本橋人形町三丁目三番五号天翔日本橋人形町ビル五〇二号　代表取締役　影浦　栄市

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区日本橋人形町三丁目三番五号天翔日本橋人形町ビル五〇二号

㈥　旅行業登録年月日　平成二十五年六月二十日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十九年十二月七日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十九年十二月二十二日

東京都港区赤坂四丁目二番一九号　一般社団法人全国旅行業協会　会長　二階　俊博

任意清算公告

当社は、平成二十九年十二月五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年十二月二十二日

静岡県静岡市葵区安東一丁目二一番三〇号　合資会社ヤマシタ企画　無限責任社員　山下　巖

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年12月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社マジックス　②東京都知事(3)81452　③代表取締役　武藏雪　④東京都文京区後楽一丁目１番12号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都文京区後楽一丁目１番12号　株式会社マジックス　代表取締役　武藏雪

①株式会社エイシン　②福岡県知事(1)17112　③代表取締役　永野さくら　④福岡県北九州市八幡西区香月西四丁目２番11号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県北九州市八幡西区香月西四丁目２番11号　株式会社エイシン　代表取締役　永野さくら